

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月30日（火）第3464号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定（※）（自然保護課取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第976号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
福師岳鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿児島県告示第1486号をもって設定）	鹿児島県大隅地域森林計画で定める鹿屋市吾平町民有林21林班及び22林班ウ準林班の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## 鹿児島県告示第977号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
溝辺小中学校鳥獣保護区（昭和53年10月30日鹿児島県告示第1366号の4をもって設定）	霧島市溝辺町有川地内における国道504号線と県道栗野加治木線との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と市道山陵～石原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道栗野加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
天降川鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿	霧島市隼人町住吉地内における国道10号と天降川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と霧島市道住吉東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同	平成30年11月1日から平成

<p>児島県告示第1486号をもって設定)</p>	<p>市道と霧島市道宮内～住吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市隼人町住吉と同市国分野口西との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市道天降川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道サンあもり線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道見次線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道見次5号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道大津見次線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道参宮2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市隼人町見次と同市国分府中との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市道天降川東通り2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道北永野田～小浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道天降川東通り線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市隼人町住吉と同市国分野口町との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を霧島市隼人町住吉と同市国分野口との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を霧島市隼人町住吉と同市国分松木町との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を霧島市隼人町住吉と同市国分福島一丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を霧島市隼人町住吉と同市国分福島二丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を霧島市隼人町住吉と同市国分広瀬一丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>40年10月31日まで</p>
<p>神殿鳥獣保護区（平成20年10月31日鹿児島県告示第1471号をもって設定)</p>	<p>南九州市川辺町神殿地内における川辺ダム止水堰<sup>せき</sup>上部管理用道路と県道鹿児島川辺線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と同県道（坂之上経由）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道（坂之上経由）を同県道（坂之上経由）と南九州市と鹿児島市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南九州市道川辺ダム馬立線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道清水馬立線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同管理用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同管理用道路を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p>

鹿児島県告示第978号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	存 続 期 間
丸山公園鳥獣保護区（昭和53年10月30日鹿児島県告示第1366号の4をもって設定）	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
長島鳥獣保護区（昭和53年10月30日鹿児島県告示第1366号の4をもって設定）	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
上場鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿児島県告示第1486号をもって設定）	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
金川岳鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿児島県告示第1486号をもって設定）	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成30年11月1日から平成31年10月31日まで

## 鹿児島県告示第979号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
野下特定猟具使用禁止区域	鹿児島市中山町地内における滝之下川右岸と平治川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸に設置してある野下特定猟具使用禁止区域（銃器）1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と鹿児島市農道野下パイロット5号線上に設置してある野下特定猟具使用禁止区域（銃器）2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット10号線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から鹿児島市農道野下パイロット1号線を同農道と鹿児島市農道野下パイロット9号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット6号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット8号線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット2号線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と滝之下川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで	銃器

中之里・大野原特定猟具使用禁止区域	日置市吹上町中之里地内における日置市道荳岡今田線と日置市道荳岡線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道270号との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道北田布施線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道大塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と日置市道中原田布施線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と日置市道荳岡今田線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで	銃器
永野特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市宮里町，隈之城町，青山町地内における陸上自衛隊川内演習場の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで	銃器